

株主各位

株主総会招集通知記載事項一部訂正のお知らせ

記

第1号議案 定款一部変更の件

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者及び議長) 第 <u>16</u> 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に<u>より</u>取締役社長が招集し、その議長となる。 ② (条文省略)	(招集権者及び議長) 第 <u>15</u> 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に<u>基づき代表</u>取締役社長が招集し、その議長となる。 ② (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者及び議長) 第 <u>16</u> 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。 ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。	(招集権者及び議長) 第 <u>15</u> 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に<u>基づき</u>代表取締役社長が招集し、その議長となる。 ② <u>代表</u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。

以上